

- 新しい資本主義の下、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費に繋がる、**成長と分配の好循環**を実現していくことが重要。
- これまで、①**資産所得倍増プラン**や②**コーポレートガバナンス改革等**を通じ、家計の安定的な資産形成の支援、企業の持続的成長、金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営の確保など、**インベストメントチェーンを構成する各主体に対する働きかけ**を行ってきた。引き続き、こうした取組を推進。
- これらの取組に続き、**インベストメントチェーンの残されたピースとして、③家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革**を図っていく。
- 残されたピースをはめ、**我が国経済の成長と国民の資産所得の増加**に繋げていく。

資産運用立国実現プラン

(今般策定した③に加え、①②も内包)

販売会社（銀行・証券）、アドバイザーによる
顧客本位の業務運営の確保

① **資産所得倍増プラン**
(2022年11月)

家計の安定的な資産形成
(NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上)

③ **資産運用業・アセットオーナーシップ改革**

資産運用業の高度化や
アセットオーナーの機能強化

② **コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた
アクション・プログラム** (2023年4月)

企業の持続的な成長
金融・資本市場の機能の向上

岸田総理大臣講演

ニューヨーク経済クラブ主催による岸田総理大臣講演（抄）（2023年9月21日）

日本の取組が遅れていると指摘されてきた構造改革も断行していく。NISA（少額投資非課税制度）の抜本拡充・恒久化に続き、今後、増加する投資ファンドを運用することになる、資産運用業とアセットオーナーシップの改革を行っていく。

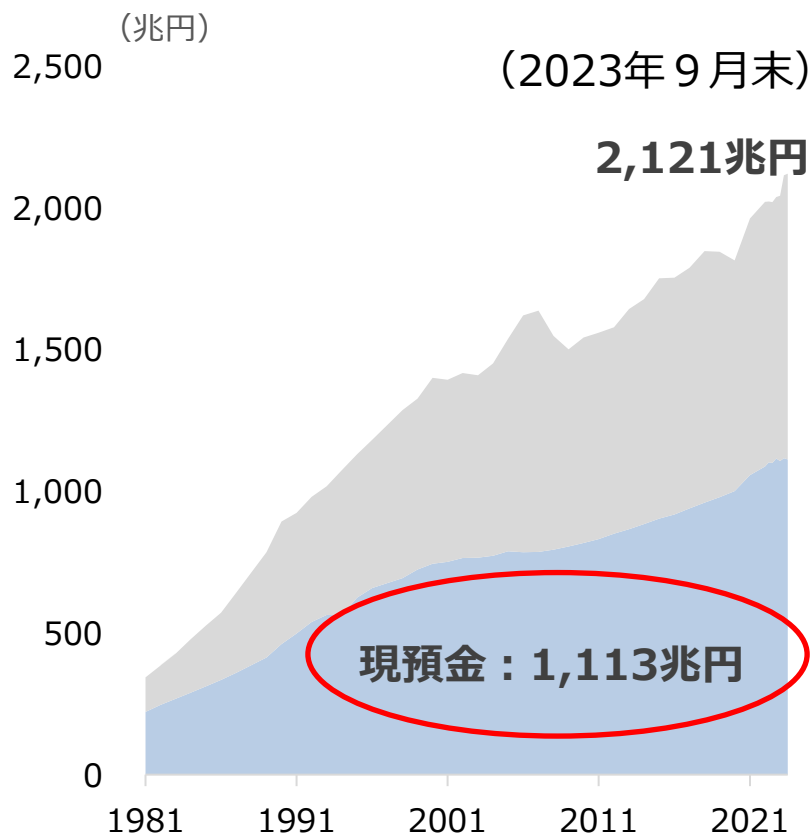
日本における資産運用セクターが運用する資金は800兆円で、足元3年間で、1.5倍に急増している。このパフォーマンスの向上を狙い、運用の高度化を進め、新規参入を促進する。まず、日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正し、新規参入者への支援プログラムを整備する。あわせて、バックオフィス業務のアウトソーシングを可能とする規制緩和を実施する。

また、海外からの参入を促進するため、資産運用特区を創設し、英語のみで行政対応が完結するよう規制改革し、ビジネス環境や生活環境の整備を重点的に進める。世界の投資家のニーズに沿った改革を進めるため、皆さんも参加いただいて、日米を基軸に、資産運用フォーラムを立ち上げたい。

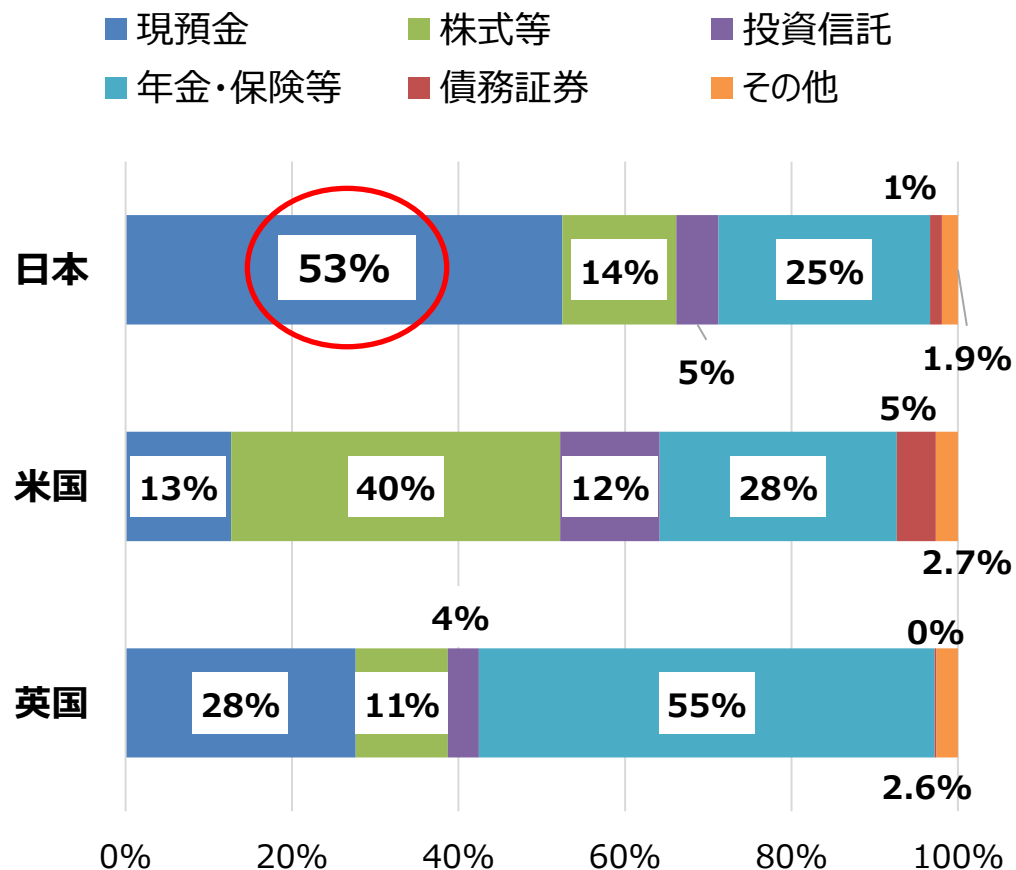
家計金融資産の構成

- 日本では、家計金融資産に占める現預金の割合が大きい。更なる資産運用の伸長の余地がある。

家計金融資産と現預金の推移

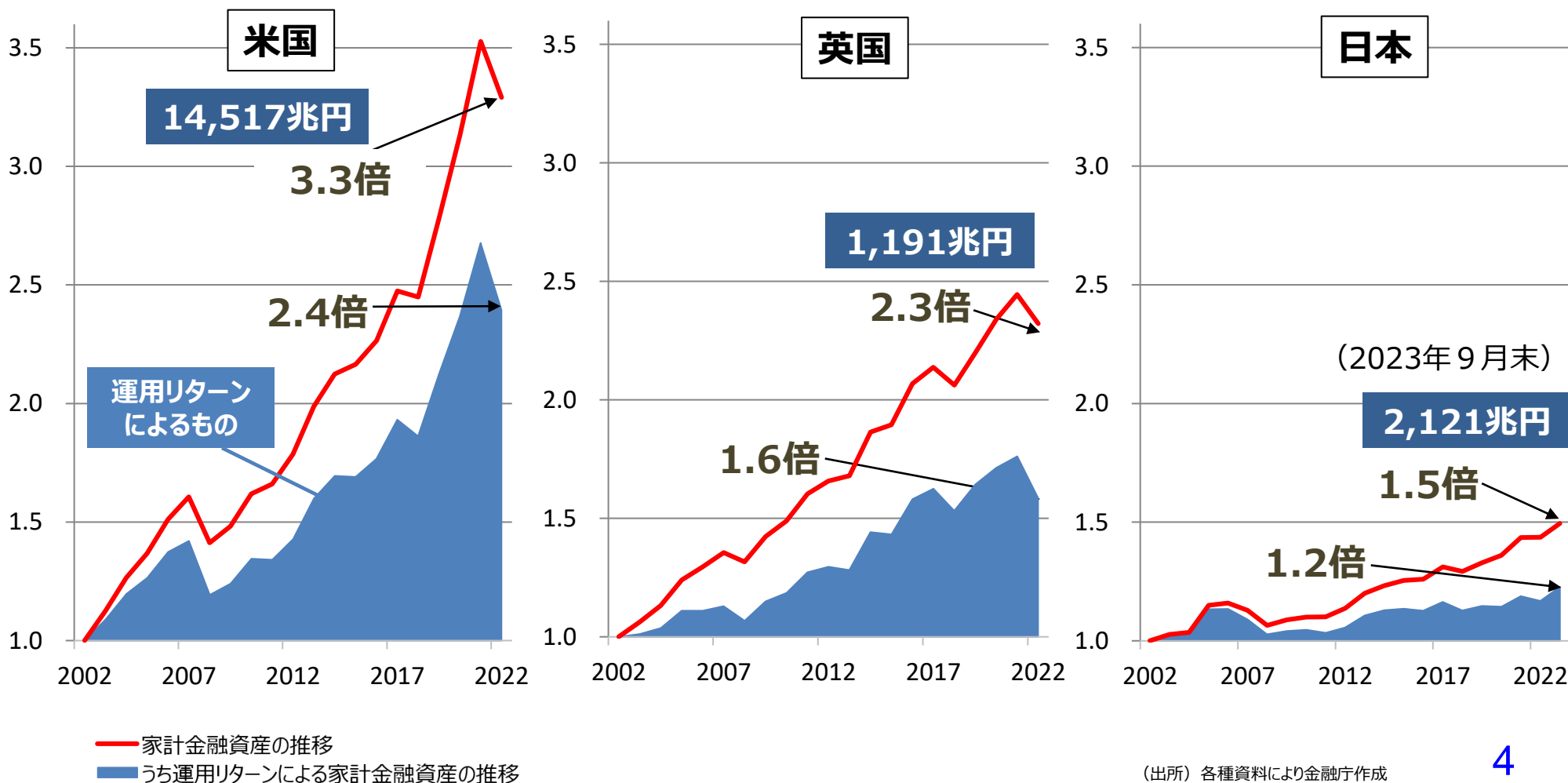


家計金融資産ポートフォリオの各国比較



家計金融資産の推移

- 米国・英国では、2002年～2022年末の間、家計金融資産が3.3倍、2.3倍へと伸びている。
- 一方、日本では2023年9月までを見ても1.5倍の増加に留まっている。



銀行、保険、資産運用ビジネスの世界ランキング（資産額）

銀行

1	中国工商銀行	中
2	中国建設銀行	中
3	中国農業銀行	中
4	中国銀行	中
5	JPMorganチェース	米
6	バンク・オブ・アメリカ	米
7	三菱UFJ FG	日
8	HSBC	英
9	BNPパリバ	仏
10	クレディ・アグリコル	仏
11	シティバンク	米
12	中国郵政儲蓄銀行	中
13	三井住友FG	日
14	みずほFG	日
15	交通銀行	中
16	ウェルズ・ファーゴ	米
17	サンタンデール	西
18	パークレイズ	英
19	ゆうちょ銀行	日
20	UBS	瑞

(出所) S&P World Global Market Intelligence "The world's 100 largest banks, 2023".より金融庁作成 (2023年時点の総資産額の順位)

保険

1	アリアンツ	独
2	パークシャーハサウェイ	米
3	プルデンシャル	米
4	中国平安保険	中
5	中国人寿保険	中
6	アクサ	仏
7	リーガル&ジェネラル	英
8	メットライフ	米
9	日本生命	日
10	マニュライフ	加
11	ゼネラル	伊
12	AIG	米
13	LIC	印
14	日本郵政 (かんぽ生命)	日
15	CNP	仏
16	第一生命	日
17	エイゴン	蘭
18	クレディ・アグリコル	仏
19	グレート・ウェスト・ライフ	加
20	アビバ	英

(出所) AM Best. "World's Largest Insurers".より金融庁作成 (2021年時点のネットの非銀行資産額の順位)

資産運用

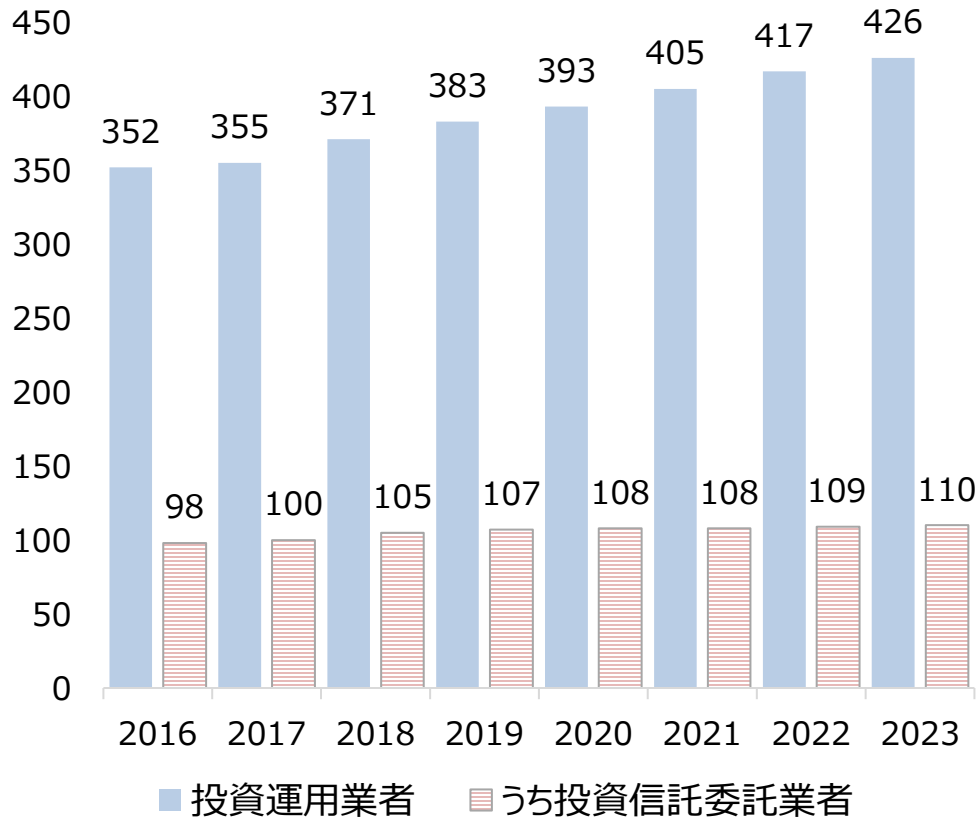
1	ブラックロック	米
2	バンガード	米
3	フィデリティ	米
4	ステート・ストリート	米
5	JPMorganチェース	米
6	アリアンツ	独
7	キャピタル	米
8	ゴールドマン・サックス	米
9	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	米
10	アムンディ	仏
11	UBS	瑞
12	リーガル&ジェネラル	英
13	プルデンシャル	米
14	ティー・ロウ・プライス	米
15	インベスコ	米
16	ノーザン・トラスト	米
17	フランクリン・テンプレートン	米
18	モルガンスタンレー・インベストマネジメント	米
19	BNPパリバ	仏
20	ウエリントン	米

(出所) WTW(ウイリス・タワースワトソン) The world's largest 500 asset managersより金融庁作成 (2021年末時点の運用資産額の順位)

資産運用業者数

- 日本の資産運用会社の新規参入は限定的。海外と比較して数も少ない。

資産運用会社数の推移



家計金融資産と資産運用会社数

	家計金融資産額 (兆円)	資産運用会社数 (社)
米国	14,517	15,114
香港	458	2,106
シンガポール	212	1,175
英国	1,191	1,100
フランス	909	708
ドイツ	1,087	607
日本	2,115	426

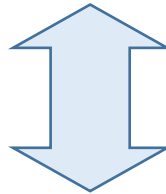
(出所) 各種資料より金融庁作成

金融行政の英語化及びワンストップ化

- 新規に日本に参入する海外の資産運用会社等の登録に関する事前相談、登録手続及び登録後の監督を英語で行うとともに、これらの業務をワンストップで行うことを目的に、2021年1月、「拠点開設サポートオフィス」(Financial Market Entry Office)を設置。

新規に日本に参入する海外の資産運用会社等

“英語対応”



“ワンストップ”

拠点開設サポートオフィス

(金融庁・財務局合同で立ち上げ)

金融庁

財務局

新規参入に係る相談受付
登録審査／登録申請書の受付
登録後の監督業務
海外事業者への広報・プロモーション活動

累計 33件 登録完了

(24年1月末現在)

(内訳)

- ・ 助言代理業 : 21件
- ・ 投資運用業 : 5件
- ・ 二種業 : 5件
- ・ 一種業 : 2件
- ・ 海外特例 : 1件

※ 同一業者が複数の登録を受けている場合があり、案件数の合計と内訳は一致しない。

国際金融都市の実現に向けた自治体の取組み

	東京	大阪	福岡	札幌
推進体	<p>東京都</p> <p>※ プロモーション活動は2019年4月に発足した東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）を中心に実施（都や金融機関、業界団体が構成）</p>	<p>国際金融都市OSAKA 推進委員会（2021年3月発足）</p> <p>※ 大阪府・大阪市、関西経済連合会などで構成</p>	<p>TEAM FUKUOKA（2020年9月発足）</p> <p>※ 福岡市・福岡県、九経連、九州大学などで構成</p>	<p>Team Sapporo Hokkaido（2023年6月発足）</p> <p>※ 札幌市・北海道、ほくほくFG、北洋銀などで構成</p>
窓口（英語対応）	<p>金融ワンストップ支援サービス（2017年4月）</p> <p>〔サービス内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融関連の日本の法制度、金融ライセンス取得等に関する情報提供及び助言 ● 拠点設立に関するサポート（登記関連情報の提供、補助金） ● 金融専門家や関係機関窓口等の紹介 ● 高度人材ポイント特別加算認定制度 ● 国内でのビジネスパートナー探し ● 生活環境に関する情報提供（外国語対応が可能な病院、学校や保育園等） 	<p>国際金融ワンストップサポートセンター大阪（2021年12月）</p> <p>〔サービス内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の拠点設立に関する相談・サポート ● 金融ライセンス等の専門的な問い合わせ対応 ● ビジネス・生活面での相談対応 	<p>Global Finance Centre（2020年10月）</p> <p>〔サービス内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の拠点設立に関する相談・サポート（ビザ取得や補助金等の案内） ● 金融ライセンス等に関する相談対応 ● 専門家や関係機関の紹介 ● 住宅や外国語対応可能な病院の紹介などの情報提供 ● 外国語（英語、中国語等）でも相談受付 	<p>共同事務局（2023年6月）</p> <p>〔概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 札幌市・北海道、ほくほくFG、北洋銀が共同で立上げ済 ● 事務局の体制を含め、機能・サービスの内容については検討中
重点分野	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナブルファイナンスの推進 ・FinTechの育成 ・海外金融系企業・人材の誘致 <p>2021年11月「国際金融都市・東京」構想2.0を策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融系企業等誘致 ・スタートアップへの投資促進 ・デリバティブ市場の活性化 ・サステナブルファイナンス <p>2022年3月「国際金融都市OSAKA戦略」を策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用業 ・FinTech ・BCP対応業務 <p>2021年4月「TEAM FUKUOKA国際金融機能誘致の方向性」を策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GX投資を通じた金融取引の活性化 ・具体的な施策は以下のワーキンググループを通じて検討中 <ul style="list-style-type: none"> ・情報プラットフォームWG ・再エネ供給・需要WG ・ファンド・ファイナンスWG ・特区WG ・人材育成WG ・情報発信・国際協力WG

資産運用立国実現プラン（資産運用業・アセットオーナーシップ改革の分野）

1. 資産運用業の改革

- 大手金融グループにおいて、**資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ**のほか、**運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプラン**を策定・公表
- 資産運用会社が金融商品の品質管理を行う**プロダクトガバナンスに関する原則**の策定
- **日本独自のビジネス慣行や参入障壁**の是正（投資信託の基準価額に関する一者計算の促進など）
- **金融・資産運用特区の創設**
- **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）**の策定・実施 ※ EMP : Emerging Managers Program

2. アセットオーナーシップの改革

- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）の策定
- **企業年金の改革**（資産運用力の向上、共同運用の選択肢の拡大、加入者のための運用の見える化の充実など）

3. 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**

4. スチュワードシップ活動の実質化

- PBR等を意識した**企業による計画策定・開示・実行の取組**について、東証と連携し**フォローアップ**
- 機関投資家と企業との対話の促進等のための**大量保有報告制度等の見直しを含む実質的なエンゲージメント**の取組の促進

5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家のニーズに沿った形で資産運用業の改革を進めていくための**資産運用フォーラムの立ち上げ**

➡ 内閣官房等において、上記施策の**進捗状況を2024年6月目途に確認**。

「金融・資産運用特区」の概要


- 「金融・資産運用特区」において、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて、海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現する。
- このため、金融庁と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携しつつ、金融・ビジネス・生活環境関連の規制改革や英語対応等の行政サービスの充実など必要な支援を実施し、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展を目指す。

I 国の支援

- 1 金融・資産運用サービスの集積・拡充に資する支援
 - ① 規制緩和・規制特例措置（金融関連、ビジネス・生活環境等関連）
 - ② 行政サービスの充実（英語対応等）
- 2 成長分野（スタートアップ等）に関する支援
 - ① 規制特例措置
 - ② その他の支援

II 地域の主体的な取組

- 1 金融・資産運用サービスの誘致・拡充に向けた取組み
 - ① ビジネス・生活環境の整備、税財政面その他の支援
 - ② 行政サービスの充実（英語対応等）
- 2 金融・資産運用の投資対象として一体的に推進する成長分野（スタートアップ等）の支援

 **主に金融・資産運用サービスの集積・拡充に資するビジネス・生活環境の整備に係る規制特例措置について、国家戦略特区制度の活用も検討**

今後の流れ（予定）

2024年1月～：自治体からの提案を募集。金融庁を中心に、関係省庁・自治体の検討体制を構築。
2024年夏頃：具体的な支援策等を盛り込んだ「金融・資産運用特区」のパッケージを公表。 **10**

「金融・資産運用特区」に関する提案募集・公募

- 1月16日、「金融・資産運用特区」の具体的な施策について、自治体から国への提案募集を開始。提案内容をもとに、関係省庁と連携しながら検討を行う。
- 今後、提案内容・地方公共団体における推進体制等も勘案しながら、特区の対象地域を決定する予定。

提案主体

地方公共団体

※行政区域の全域又は一部について、「金融・資産運用特区」の対象地域となることを希望する自治体

記載事項

(1) 地方公共団体における展望等

- ✓ 「金融・資産運用特区」を通じて実現する当該地域のコンセプト等

(2) 国に対する提案事項・要望事項

- ✓ 金融・資産運用サービスの集積・拡充に資する国の支援
 - ・ 金融・ビジネス・生活環境に関する規制改革事項、その他規制改革によらない事項
- ✓ 地方公共団体が金融・資産運用の投資対象として一体的に推進する成長分野の発展に資する支援
 - ・ 成長分野（GX事業やスタートアップ等）に関する規制改革事項、その他規制改革によらない事項

(3) 地方公共団体による取組方針

- ✓ 行政サービスの英語対応の充実・拡充に関する取組方針、税財政面に関する支援方針等

(4) 地方公共団体の推進体制等

- ✓ 国への提案や地方での取組みを主体的かつ継続的に実施するための推進体制、関係者との連携状況等

募集期間

上記(1)～(3)：2024年2月16日（金）17時、(4)：2024年3月8日（金）17時

今後のプロセス

- ・ 2月下旬以降：国への提案事項に関する金融庁・関係省庁・地方公共団体を交えた検討、対象地域の決定に関する検討
- ・ 夏頃目途：具体的な施策等を盛り込んだ「金融・資産運用特区」のパッケージの策定・公表